

邊輝彦傍訓

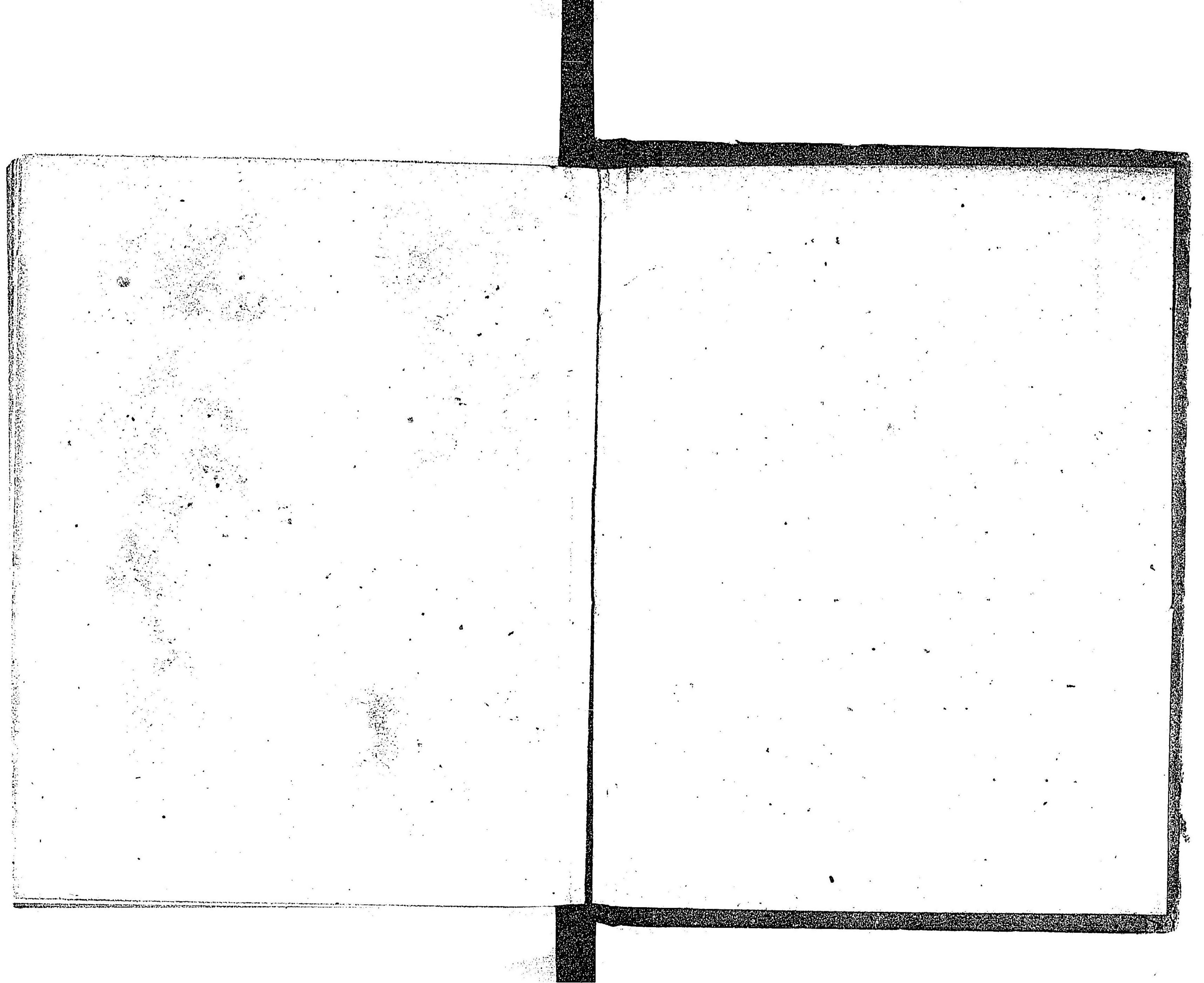
通俗
刑法
治罪法

附刑法附則

附治罪法參考
諸布令

東京

渡邊氏藏



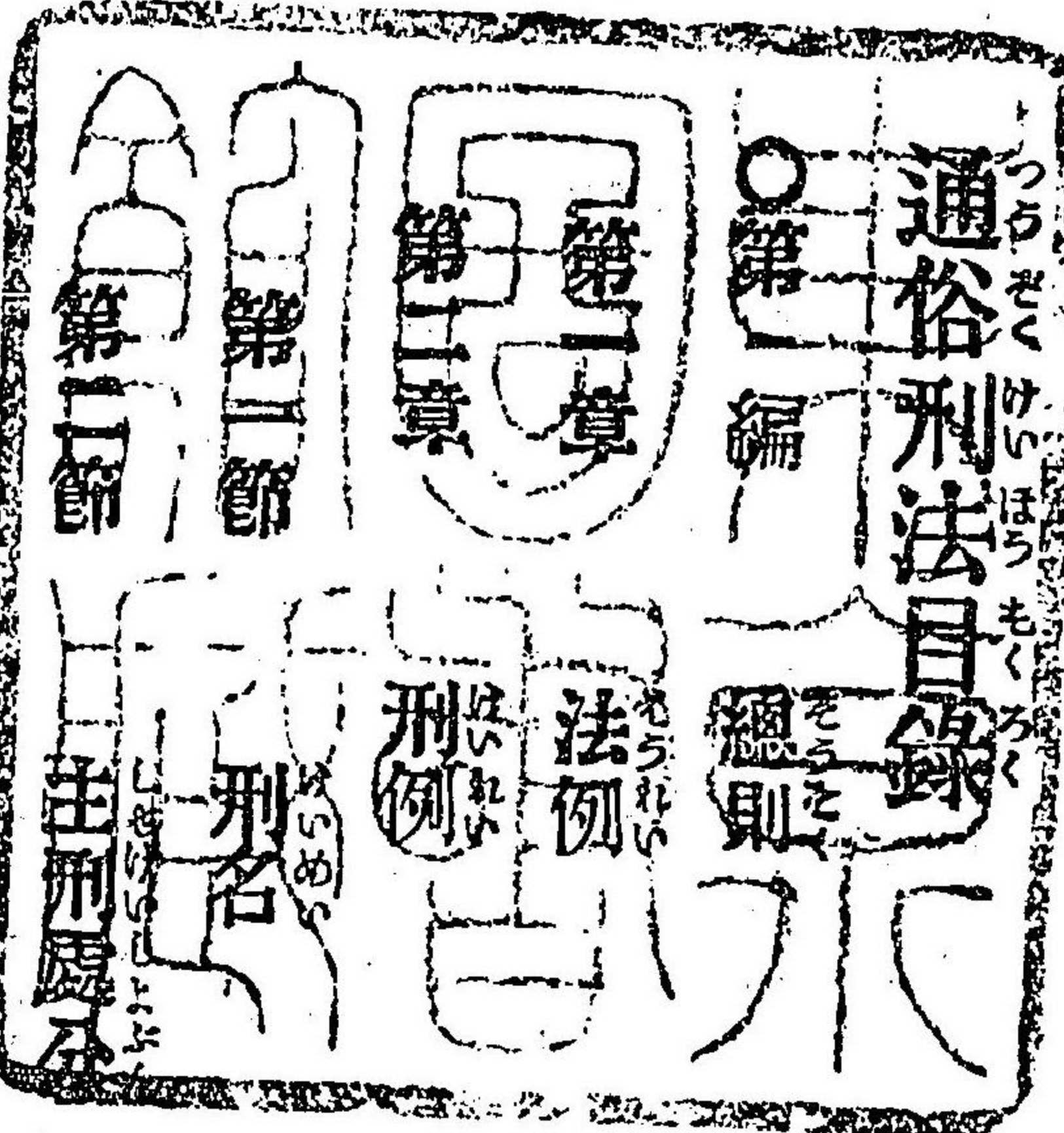
特61

667 渡邊輝彦傍訓

通刑法
附刑法附則

俗治罪法
附治罪法參考
諸布令

東京
渡邊氏藏



第六節 假出獄
 第五節 刑期計算
 第四節 徵償處分
 第三節 附加刑處分

一
 全
 三
 全
 六
 十
 十
 十
 十
 十九

丁
 丁
 丁
 丁
 丁
 丁
 丁
 丁
 丁
 丁

第七節

期滿免除

二十丁

第八節

復權

二十二丁

第三章

加減例

二十三丁

第四章

不論罪及び減輕

二十七丁

第一節

不論罪及び宥恕減輕

全丁

第二節

自首減輕

三十一丁

第三節

酌量減輕

三十二丁

第五章

再犯加重

全丁

第六章

加減順序

三十五丁

第七章

數罪俱發

三十六丁

第八章

數人共犯

三十七丁

第一節

正犯

三十八丁

第二節

從犯

三十九丁

第九章

未遂犯罪

四十丁

第十章

親屬例

四十一丁

○第二編

公益に關する重罪輕罪

四十三丁

第一章

皇室に對する罪

全丁

第二章

國事に關する罪

四十四丁

第一節

内亂に關する罪

四十五丁

第二節

外患に關する罪

四十八丁

第一節	兇徒聚衆の罪	五十一丁
第二節	官吏の職務を行を妨害する罪	五十一丁
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪	五十三丁
第四節	附加刑の執行を遁る、罪	五十七丁
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造及及び所有する罪	全丁
第六節	往來通信を妨害する罪	五十九丁
第七節	人の住所を侵す罪	六十二丁
第三章	靜謐を害する罪	五十一丁

第八節	官の封印を破棄する罪	六十三丁
第九節	公務を行ふを拒む罪	六十四丁
第四章	信用を害する罪	六十六丁
第一節	貨幣を偽造する罪	六十七丁
第二節	官印を偽造する罪	七十一丁
第三節	官の文書を偽造する罪	七十三丁
第四節	私印私書を偽造する罪	七十五丁
第五節	免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪	七十七丁
第六節	偽證の罪	七十八丁

第七節

度量衡を偽造する罪

八十三丁

第八節

身分を詐稱する罪

八十四丁

第九章

公選の投票を偽造する罪

八十五丁

第五章

健康を害する罪

八十六丁

第一節

阿片烟を關する罪

全丁

第二節

飲料の淨水を汚穢する罪

八十八丁

第三節

傳染病豫防規則を關する罪

八十九丁

第四節

危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪

九十丁

第五節

健康を害す可き飲食物及

九十一丁

び藥劑を販賣する罪

九十二丁

第六節

私に醫業を爲す罪

九十三丁

第六章

風俗を害する罪

全丁

第七章

死屍を毀棄及及び墳墓を發掘する罪

九十四丁

第八章

商業及び農工の業を妨害する罪

九十六丁

第九章

官吏瀆職の罪

九十八丁

第一節

官吏公益を害する罪

全丁

第二節

官吏人民に對する罪

九十九丁

第三節

官吏財産に對する罪

百四丁

第三編

身體財産に對する重罪輕罪

百五丁

第一章

身體に對する罪

百六丁

第一節

謀殺故殺の罪

全丁

第二節

毆打創傷の罪

百七丁

第三節

殺傷に關する宥恕及び不論罪

百十一丁

第四節

過失殺傷の罪

百十四丁

第五節

自殺に關する罪

全丁

第六節

擅入人を逮捕監禁する罪

百十五丁

第七節

脅迫の罪

百十六丁

第八節

墮胎の罪

百十七丁

第九節

幼者又は老疾者を遺棄する罪

百十九丁

第十節

幼者を略取誘拐する罪

百二十丁

第十一節

猥褻姦淫重婚の罪

百二十二丁

第十二節

誣告及び誹毀の罪

百二十五丁

第十三節

祖父母父母に對する罪

百二十八丁

第二章

財産に對する罪

百二十九丁

第一節

竊盜の罪

全丁

第二節	強盜の罪	百三十二丁
第三節	遺失物埋藏物に關する罪	百三十四丁
第四節	家資分散に關する罪	全丁
第五節	詐偽取財及び受寄財物に關する罪	百三十五丁
第六節	贓物に關する罪	百三十八丁
第七節	放火失火の罪	百三十九丁
第八節	決水の罪	百四十一丁
第九節	船舶を覆没する罪	百四十三丁
第十節	家屋物品を毀壞し及び動	

○第四編

違警罪

植物を害する罪	百四十三丁
	百四十六丁

通俗刑法治罪法

刑法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡そ法律に於て罰すべき罪別て三種と爲す

一 重罪

一 輕罪

一 違警罪

第二條 法律に正條なきものハ何等の所爲と雖も之を罰する

ことを得せ

第三條

法律の頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得せ

若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者と新舊法を

比照し輕きより從て處斷す

第四條

此の刑法の陸海軍に關する法律を以て論ぜ可き者も

適用することを得ず

第五條

此の刑法を正條なくして他の法律規則を刑名ある者

の各其法律規則を從ふ

若し他の法律規則を於て別と總則を掲げざる者の此の刑法

の總則を從ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條

刑の主刑及び附加刑と爲す

主刑の之を宣告す

附加刑の法律を於て其宣告せざる者と宣告せざる者とを定む

第七條

左に記載したる者を以て重罪の主刑と爲す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 無期流刑

五 有期流刑 いちうき りうけい

六 重懲役 ぢゆうぢゆうえき

七 輕懲役 けいちやうえき

八 重禁獄 ぢゆうきんごく

九 輕禁獄 けいきんごく

第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑と爲す さきさい かのせ

一 重禁錮 ぢゆうきんこ

二 輕禁錮 けいきんこ

三 罰金 せつきん

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す さきさい かのせ

一 拘留 こうりう

二 料科 くわれう

第十條 左に記載したる者を以て附加刑と爲す さきさい かのせ

一 剝奪公權 そくだつこうけん

二 停止公權 ていしこうけん

三 禁治産 きんぢさん

四 監視 かんし

五 罰金 せつきん

六 沒収 ぼつしゆ

第十一條 刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目の別に けい しつこう たよ えんおん けんそく ほうはふ さい もく べつ

規則を以て之を定む

第二節 主刑處分

第十二條 死刑の絞首す但規則は定むる所の官吏臨檢獄内於て之を行ふ

第十三條 死刑の司法卿の命令ある非されば之を行ふことを得ず

第十四條 大祀令節國祭の日の死刑を行ふことを禁ぜ

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎ある時其執行を停め分娩の後一百日を経るに非られを刑を行とせ

第十六條 死刑の遺體の親屬故舊請ふ者あらば之を下付す但

式を用ひて葬ることを許さず

第十七條 死刑の無期有期を分たず島地を發遣して定役に服す

有期徒刑の十二年以上十五年以下と爲す

第十八條 死刑の婦女の島地に發遣せず内地の懲役場於て

定役を服す

第十九條 死刑の四六十歳未満者通常の定役を免し其の

体力相當の定役に服す

第二十條 流刑は無期有期を分たず島地の獄を幽閉し定役を服せず

有期流刑の十二年以上十五年以下と爲す

第二十一條 無期流刑の四五年を経過すれば行政の處分をして幽閉を免し嶋地お於て地を限り住居せしむることを得
有期流刑の四三年を経過せる者亦同じ

第二十二條 懲役の内地の懲役場お入れ定役お服す但六十歳お滿る者の第十九條の例お從ふ

重懲役の九年以上十一年以下輕懲役の六年以上八年以下と爲す

第二十三條 禁獄の内地の獄お入れ定役お服せせ
重禁獄の九年以上十一年以下輕禁獄の六年以上八年以下と爲す

爲す

第二十四條 禁錮の禁錮場お留置し重禁錮の定役お服し輕禁錮の定役お服せせ

禁錮の重輕を分たせ十一日以上五年以下と爲す仍は各本條お於て其長短を區別す

第二十五條 定役お服する囚人の工錢の監獄の規則お從ひ其幾分を獄舎の費用に供し其幾分を囚人に給與す但現役百日以内の給與の限お在らせ

第二十六條 罰金の二圓以上と爲し仍は各本條お於て其多寡を區別す

第二十七條 罰金の裁判確定の日より一ヶ月内は納完せしむ
若し限内は納完せざる者の一圓を一日お折算し之を輕禁錮
に換ふ其一圓は滿ざる者と雖も仍ほ一日お計算す

罰金を禁錮に換へる者の更に裁判を用ひず檢察官の求む因
り裁判官之を命ず但禁錮の期限は二年お過るとを得ず

若し禁錮限内罰金を納めたる時其経過したる日數を扣除
して禁錮を免す但親屬其他の者代て罰金を納めたる時も亦
同し

第二十八條 拘留の拘留所お留置し定役お服せ其刑期の一
日以上十日以下と爲し仍ほ各本條に於て區別す

第二十九條 科料は五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ各
本條に於て其多寡を區別す

第三十條 科料の裁判確定の日より十日内は納完せしむ若し
限内納完せざる者を第二十七條の例お照し之を拘留お換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權の左の權を剝奪す

- 一 國民の特權
- 二 官吏と爲るの權
- 三 勳章 年金位記貴號恩給を有するの權
- 四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判所又は於て證人と爲るの權但單に事實を陳述するに
此限に在らざ

七 後見人と爲るの權但親屬の許可を得て子孫の爲めにす
ると此限に在らざ

八 分散者の管財人と爲り又ハ會社及び共有財産を管理す
るの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權

第二十二條 重罪の刑に處せられざる者の別ハ別ニ宣告を用ひず
終身公權を剝奪せざる

第三十三條 禁錮に處せらるる者を別に宣告を用ひず現任の
官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふと停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視に付しらるる者の別ニ宣告を
用ひず監視の期間公權を行ふと停止す

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者の別ニ宣告を用ひず
其主刑の終るまで自ら財産を治ることを禁ず

第三十六條 流刑の囚幽閉を免せられざる時の行政の處分を
以て治産の禁の幾分と免ずることを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたる者の別ニ宣告を用ひず

各本刑の短期三分の一に等しき時間監視を付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視の之を宣告す但各本條に記載するの外監視に付するを得ず

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者の別に宣告を用ひす五年間監視を付す

第四十條 監視の期限の主刑の終りたる日より起算す主刑の期滿免除を得たる時其の捕に就きたる日より起算す
若し主刑を免して止む監視に付したる時其裁判確定の日より起算す

第四十一條 監視を付せられたる者其情狀を因り行政の處分

を以て假し監視を免せるとを得

第四十二條 附加の罰金の之を宣告す若し一月内納完せざるとき第二十七條の例を照し輕禁錮を換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左に記載したる物件を宣告して官に沒收す但法律規則に於て別な沒收の例を定めたるもの各其法律規則に従ふ

- 一 法律に於て禁制したる物件
- 二 犯罪の用に供したる物件
- 三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件の何人の所有を問ひ
て之を没収す犯罪の用ひ供し及び犯罪に因て得たる物件の
犯人の所有に係り又の所有主なき時の外之を没収することを
得ず

第四節 徴償處分

第四十五條 刑事の裁判費用の其全部又の幾分を犯人に科す
但其費用の額に別規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せられ又の放免せらるゝと雖も被害
者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免るゝとを得ず

第四十七條 數人共犯に係る裁判費用贓物の還給損害の賠償

に共犯人をして之を連帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償に被害者の請求
に因り刑事裁判所に於て之を審判することを得若し贓物犯人
の手にある時の請求をしと雖も直ち之を被害者に還付す

第五節 刑期計算

四十九條 刑期を計算するに一日と稱するに二十四時を以
てし一月と稱するに三十日を以てし一年と稱するに曆に従

ふ
受刑初日の時間を論せ一日と算入す放免の日の刑期を算
入せ

第五十條 刑の裁判確定したる後、非されべき之を執行するとを得ず

第五十一條 刑期は刑名宣告の日より起算す若し上訴を爲したる者の左の例に従ふ

一 犯人自ら上訴して其上訴正當ある時、前判宣告の日より起算す若し其上訴不當ある時、後判宣告の日より起算す

二 檢察官の上訴に係る者の其上訴正當あると否とを分たず前判宣告の日より起算す

三 上訴中保釋を得又の責付せらるる者の其日數を刑期に算入するを得ず

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕ふ就きたる者の其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者、獄則を遵守し改悛の狀ある時、其刑期四分の三を經過するの後、行政の處分を以て假し出獄を許すとを得、無期徒刑の囚は十五年を經過するの後亦同じ

流刑の囚は第二十一條に照し幽閉を免するの外、假出獄の例を用ひず

第五十四條 徒刑の囚假出獄を許ると雖も、仍は島地に住居

せしむ

第五十五條 假出獄を許されたる者の行政の處分を以て治産の禁の幾分を免るを得但本刑期限内特別に定めたる監視を付す

第五十六條 假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者と直ちに出獄を停止し出獄中の日數の刑期に算入をせざるを得ず

第五十七條 刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者の假出獄を許さず

第七節 期滿免除

第五十八條 刑の執行を遅れたる者は法律に定めたる期限を

經過するに因て期滿免除を得

第五十九條 主刑の左の年限に從て期滿免除を得

- 一 死刑と三十年
 - 二 無期徒刑の二十五年
 - 三 有期徒刑の二十年
 - 四 重懲役重禁獄の十五年
 - 五 輕懲役輕禁獄の十年
 - 六 禁錮罰金は七年
 - 七 拘留料の一年
- 第六十條 剝奪公權停止公權及び監視之期滿免除を得

附加の罰金は主刑と共に期満免除を得

没収は五年を経て期満免除を得但禁制物の期満免除の限は在らざる

第六十一條 期満免除の刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に就き再び逃走したる時と其逃走の日より起算し闕席

裁判に係る時の其宣告の日より起算す

第六十二條 刑の執行を遁れらるる者に對し逮捕を命じらるる時の最終の令状を出しらるる日より期満免除を起算す

第八節 復権

第六十三條 公權を剝奪せられたる者の主刑は終りたる日より五年を

り五年を經過するの後其情狀より因り將來の公權を復するとを得

主刑の期満免除を得たる者の監視を付したる日より五年を經過するの後亦同し

第六十四條 大赦に因りて免罪を得たる者の直ちに復権を得特

赦に因りて免罪を得たる者の赦狀に記載するに非ざれば復権を得ざる

赦に因りて復権を得たる者と自ら監視を免したる者とす

第六十五條 復権と勅裁に非ざれば得可らざる

第三章 加減例

第六十六條 法律に於て刑を加重減輕す可き時と後の數條に記載したる例も照して加減す但加へて死刑に入るとを得ず

第六十七條 重罪の刑は左の等級も照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重懲役

五 輕懲役

第六十八條 國事に關する重罪の刑は左の等級も照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重禁獄

五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役に該る者減輕す可き時は二年以上五年以下

下の重禁錮に處するを以て一等とあす

輕禁獄も該る者減輕す可き時と二年以上五年以下の輕禁錮に處するを以て一等とあす

第七十條 禁錮罰金に該る者減輕すべき時の各本條に記載し

する刑期金額の四分の一を減するを以て一等と爲す其加重すべき時の亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す
軽罪の刑に加へて重罪ふ入るとを得る但禁錮に加へて七年に至るとを得

第七十一條 禁錮を減盡したる時の拘留ふ處し罰金を減盡したる時の科料ふ處す禁錮罰金を減して其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下及ぶ時と亦拘留科料ふ處することを得

第七十二條 拘留科料ふ該る者加減す可き時の禁錮罰金の例お照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す
違警罪の刑は加へて軽罪ふ入るとを得る但拘留に加へて十

二日お至るとを得減じて一日以下お降すことを得る

第七十三條 禁錮拘留を加減するよ因て其期限お零數を生じ一日お滿ざる時の之を放棄す

第七十四條 附加の罰金の主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲す若し減盡したる時の止む主刑を科す

第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第七十五條 抗拒す可からざる強制ふ遇ひ其意よ非ざるの所爲の其罪を論せず

天災又の意外の變又因り避く可らざる危難に遇ひ自己若くば親屬の身體を防衛するに於て出たる所爲亦同じ

第七十六條 本屬長官の命令に従ひ其職務を以て爲したる者の其罪を論せず

第七十七條 罪を犯す意なき所爲の其罪を論せず

但法律規則に於て別罪を定めざる者の此限に在らざる罪と爲る可き事實を知らずして犯したる者の其罪を論せず

罪本重りる可くして犯す時知らざる者の其重きを從て論ずるとを得ず

法律規則を知らざるを以て犯の意なきと爲らざるを得ず

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失に因りて是非を辨別せざる者の其罪を論せず

第七十九條 罪を犯す時十二歳に満ざる者は其罪を論せず但

満八歳以上の者は情狀に因り満十六歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置するを得

第八十條 罪を犯す時満十二歳以上十六歳に満ざる者と其所爲是非を辨別したるを審察し辨別なくして犯したる時は其罪を論せず但情狀に因り満二十歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置するを得

若し辨別ありて犯したる時の其罪を宥恕して本刑に二等を

減^{げん}せ

第八十一條 罪^{つみ}を犯^{おと}す時^{とき}満^{まん}十六^{じゅうろく}歳^{さい}以上^{いじやう}二十^{にじゅう}歳^{さい}又^{また}満^{まん}ざる者^{もの}の其^{その}罪^{つみ}を宥^{いう}恕^{じよ}して本^{ほん}刑^{けい}一^{いつ}等^{とう}を減^{げん}せ

第八十二條 瘖^{いん}啞^あ者^{しや}罪^{つみ}を犯^{おと}したる時^{とき}の其^{その}罪^{つみ}を論^{ろん}せ^ぜ但^{たゞし}情^{じやう}狀^{じやうじやう}が因^より五^ご年^{ねん}を過^すぎ^ぎざる時^{とき}間^{かん}之^{これ}を懲^{ちやう}治^{ちやう}場^{じやうじやう}に留^{りう}置^ちする^を得^う

第八十三條 違^ゐ警^{けい}罪^{ざい}は満^{まん}十六^{じゅうろく}歳^{さい}以上^{いじやう}二十^{にじゅう}歳^{さい}又^{また}満^{まん}ざる者^{もの}と雖^{いへど}も其^{その}罪^{つみ}を宥^{いう}恕^{じよ}する^を得^えせ

満^{まん}十二^{じふに}歳^{さい}以上^{いじやう}十六^{じゅうろく}歳^{さい}又^{また}満^{まん}ざる者^{もの}の其^{その}罪^{つみ}を宥^{いう}恕^{じよ}して本^{ほん}罪^{ざい}一^{いつ}等^{とう}を減^{げん}せ^ぜ十二^{じふに}歳^{さい}又^{また}満^{まん}ざる者^{もの}及^{およ}び瘖^{いん}啞^あ者^{しや}の其^{その}罪^{つみ}を論^{ろん}せ^ぜ

第八十四條 此^{この}節^{せつ}に記^き載^{ざい}する^の外^{ほか}特^{とく}別^{べつ}の不^ふ論^{ろん}罪^{ざい}宥^{いう}恕^{じよ}減^{げん}軽^{けい}の各^{おの}々^{おの}

本^{ほん}條^{じょう}に於^おて之^{これ}を記^き載^{ざい}す

第二^に節^{せつ} 自^じ首^{しゆ}減^{げん}軽^{けい}

第八十五條 罪^{つみ}を犯^{おと}し事^{こと}未^{いま}だ發^{はつ}覺^{かく}せざる前^{まへ}に於^おて官^{くわん}に自^じ首^{しゆ}し^しる者^{もの}と本^{ほん}刑^{けい}一^{いつ}等^{とう}を減^{げん}せ^ぜ但^{たゞし}謀^{ぼう}殺^{しつ}故^こ殺^{しつ}に係^かる者^{もの}の自^じ首^{しゆ}減^{げん}軽^{けい}に限^{かぎ}り^あら^らず

第八十六條 財^{ざい}産^{さん}に對^{たい}する罪^{つみ}を犯^{おと}したる者^{もの}自^じ首^{しゆ}して其^{その}贓^{ざん}物^{ぶつ}を還^{くわん}給^{きふ}し損^{そん}害^{がい}を賠^{さい}償^{じやう}したる時^{とき}に自^じ首^{しゆ}減^{げん}軽^{けい}等^{とう}の外^{ほか}仍^{いん}は本^{ほん}刑^{けい}に二^に等^{とう}を減^{げん}せず其^{その}全^{ぜん}部^ぶを還^{くわん}償^{じやう}せずと雖^{いへど}も半^{はん}數^{すう}以上^{いじやう}を還^{くわん}償^{じやう}したる時^{とき}は一^{いつ}等^{とう}を減^{げん}す

第八十七條 財^{ざい}産^{さん}に對^{たい}する罪^{つみ}を犯^{おと}し被^ひ害^{がい}者^{しや}に自^じ首^{しゆ}服^{ふく}したるもの

の官より自首すると同く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別より自首の例を掲げたる者の各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を別たす所犯情狀原諒す可き者の酌量して本刑を減輕することを得

法律に於て本刑を加重し又の減輕すへた者と雖も其酌量す可き時の仍は之を減輕することを得

第九十條 酌量減輕と可き者の本刑に一等又の二等を減ず

第五章 再犯加重

第九十一條 先より重罪の刑に處せられたる者再犯重罪は該る時の本刑に一等を加ふ

第九十二條 先より重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪は該る時の本刑に一等を加ふ

第九十三條 先より違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪は該る時の本刑に一等を加ふ但一年內再び其違警罪裁判所の管轄地内に於て犯したる時非ざれば再犯を以て論ぜらるを得

第九十四條 再犯加重の初犯の裁判確定の後非ざれば之を論ぜらるを得

第九十五條 刑期限内再び罪を犯す又因り刑を宣告しする時の先づ其定役を服す可き者を執行し定役を服せざる者を後より若し初犯再犯共不定役を服する刑を該る時又の共定役を服せざる刑を該る時の先づ其重き者を執行す

罰金科料を該る者と順序を拘りら各之を徴收す

第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経る者再び重罪輕罪を犯したる時の初犯の非常律に従ひ處斷しする者非ざれば再犯を以て論ずるを得ず

第九十七條 大赦を因て免罪を得たる者と再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法を再犯の例に同

之

第六章 加減順序

第九十九條 犯罪の情狀に因り總則に照し同時に本刑を加重減輕す可き時左の順序に従て其刑名を定む但從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕は其加減したる者を以て本刑と爲す

- 一 再犯加重
- 二 宥恕減輕
- 三 自首減輕

四 酌量減輕 しやくりやうげんけい

第七章 數罪俱發 すざいぐくはつ

第百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したる時は一の重さに從て處斷す ちゆうざいじゆうざいをひんがしなほさだめなはつせんけつをへふたつ以上のざいにばつしたるときはひとりのおもひにしたがつしてだんをたつ

重罪の刑の刑期の長き者を以て重と爲し刑期の等き者と定役ある者を以て重と爲す ちゆうざいのけいのけいきのながきをもつちゆうなをちゆうざいのひとしものていえきものもつちゆうな

輕罪の刑の其所犯情狀最重犯者に從て處斷す けいざいのけいそのしよせんじやうぐもつともおもものしたがつしてだん

第百一條 違警罪二罪以上俱に發しする時の各其刑を科せ若し重罪又は輕罪と俱に發しする時と一の重さに從ふ ちゆうざいざいじゆうざいふへいざいじゆうざいともおもものしたがつしてだんちゆうざいまたけいざいとともばつしたるときとひとりのおもひにしたが

第百二條 一罪前發し己に判決を経て餘罪後に發し其輕く ざいざいせんはつすでせんけつをへよざいのちばつそのりろ

若くは等しき者は之を論せず其重き者は更に之を論ぜ前發の刑を以て後發の刑に通算す但前發の刑罰金科料に該り己に納完しする者の第二十七條の例に照し折算して後發の刑 もしひとものこれろんそのおもものさらこれろんせんをつ若くはひとものこれろんそのおもものさらこれろんせんをつ若くはひとものこれろんそのおもものさらこれろんせんをつ

期お通算す きつうさん

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と俱に發したる者の其再犯と比較し一の重さに從ひ前發の刑を通 もしせんをつつみせんけつときいまはつつみさいせんつみともどもはつそのさいはんひかくしたかせんをつけいつう

算せず さん

第百三條 數罪俱に發し一の重さに從ふ時と雖も其沒収及び すざいぐくはつひとのおもひしたがときいへどそのぼつしゆおよ

第八章 數人共犯 すたんにぎやうはん

第四百四條 二人以上現に罪を犯したる者の皆正犯と爲し各自に其刑を科す

第四百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者の亦正犯と爲す

第四百六條 正犯の身分に因り別に刑を加重す可き時の他の正犯從犯及び教唆者に及ぼすとを得せ

第四百七條 犯人の多數に因り刑を加重す可き時の教唆者を算入して多數と爲るとを得せ

第四百八條 事を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆に乗じ其指定したる以外の罪を犯し又其現行行ふ所の方法教唆者

唆者の指示したる所と異なる時に左の例に照して教唆者を處斷す

一 所犯教唆したる罪より重き時の止む其指定したる罪より從て刑を科す

二 所犯教唆したる罪より輕き時と現行行ふ所の罪より從て刑を科す

第二節 從犯

第四百九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を幫助し犯罪を容易からしめたる者の從犯と爲し正犯の刑より一等を減せ但正犯現よ

行ふ處の罪從犯の知る所より重き時の止む其知る處の罪も照し一等を減せ

第一百條 身分に因り刑を加重す可き者從犯とある時の其重きに從て一等を減せ

正犯の身分に因り刑を減免す可き時と雖も從犯の刑の其輕きも從て減免するを得せ

第九章 未遂犯罪

第一百一條 罪を犯さんと謀り又其豫備を爲すと雖も未其事を行はざる者の本條別に刑名を記載するに非されば其刑を科せせ

第十二條 罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざる時に已に遂げざる者の刑も一等又は二等を減せ

第十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざる者の前條の例に照して處斷す

輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の本條別に記載するに非ざれば前條の例に照して處斷するを得せ

違警罪を犯さんとして未だ遂げざる者の其罪を論せ

第十章 親屬例

第十四條 此刑法に於て親屬と稱するに左に記載しざる者

を云ふ

- 一 祖父母父母夫妻
- 二 子孫及び其配偶者
- 三 兄弟姉妹及び其配偶者
- 四 兄弟姉妹の子及び其配偶者
- 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
- 六 父母の兄弟姉妹の子
- 七 配偶者の祖父母父母
- 八 配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者
- 九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第百十五條 祖父母と稱するの高曾祖父母外祖父母同之父母と稱するの繼父母嫡母同じ子孫と稱するの庶子曾玄孫外孫同じ兄弟姉妹と稱するの異父母の兄弟姉妹同じ

養子其養家に於る親屬の例の實子に同じ

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第百十六條 天皇三后皇太子に對し危害を加へ又の加へんとする者の死刑に處せ

第百十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者の三月

以上五年以下の重禁錮を處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇陵を對し不敬の所爲ある者亦同し

第一百十八條 皇族に對し危害を加へたる者の死刑を處す

其危害を加へんとしたる者と無期徒刑を處す

第一百十九條 皇族を對し不敬の所爲ある者の二月以上四年以下

の重禁錮を處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第一百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑を處する者

は六月以上二年以下の監視を附加す

第二章 國事は關する罪

第一節 内亂を關する罪

第二百一十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し内亂を起しうる者の左の區別を從て處斷す

一 首魁及び教唆者の死刑を處す

二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲しうる者の無期

流刑を處し其情輕き者の有期流刑を處す

三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者の重禁

獄を處し其情輕き者の輕禁獄を處す

四 教唆に乗じて附加隨行し又は指揮を受けて雜役に供し

たる者の二年以上五年以下に輕禁錮を處す

第二百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠しする者の已に内亂を起しする者の刑に處す

第二百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者の兵を擧るに至らざると雖も内亂と同く論じ其殺害者及び下手者を死刑に處す

第二百二十四條 前三條の罪の未遂犯罪の時於て乃ち本刑を科す

第二百二十五條 兵隊を招募し又の兵器金穀を豫備し其他内亂

の豫備を爲しする者の第二百二十一條の例に照し各一等を減す

内亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者の各二等を減す

第二百二十六條 内亂の豫備又の陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前於て官自ら自首したる者の本刑を免し六月以上三年以下の監視を付す

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人の集會所を給與しする者の二年以上五年以下の輕禁錮を處す

第二百二十八條 内亂に乗じて人の身體財産を對し内亂の目的を關せざる重罪輕罪を犯しする者の通常の刑に照し重きこと

したがつしよたん
從て處斷す

第二節 外患又關する罪

第二百二十九條 外國又與して本國を抗敵し又外國と交戦中
同盟國を抗敵し其他本國を背叛して敵兵を附屬しよる者の
死刑に處す

第二百三十條 交戦中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若く
は本國及び同盟國の都城寨又兵器彈藥船艦其他軍事又
關する土地家屋物件を敵國に交付したる者の死刑に處す

第二百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若
しくは兵隊屯集の要地又道路の險夷を敵國に通知したる

者の無期流刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若くは藏匿した
る者亦同じ

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作
を爲す者交戦の際敵國に通謀し又其賂略を収受して命令
に違背し軍備の缺乏を致したる時の有期流刑に處す

第二百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者の有期流刑
に處す其豫備を止る者の一等又は二等を減せ

第二百三十四條 外國交戦の際本國に於て局外中立を布告した
る時其布告に違背したる者の六ヶ月以上三年以下の輕禁錮

又處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第二百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下に監視を付す

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第二百三十六條 兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖も仍ほ解散せざる者首魁及び教唆者の三月以上三年以下の重禁錮に處し附加隨行したる者の二圓以上五圓以下の罰金に處す

第二百三十七條 兇徒多衆と嘯聚して官廳を喧鬧し官吏を強逼し又ハ村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者の重懲役に處す其嘯聚に應じ煽動して勢を助々たる者の輕懲役に處し其情輕き者の一等を減じ附加隨行したる者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百三十八條 暴動の際人を殺死し若くハ家屋船舶倉庫等を燒燬したる時の現し手を下し及び火を放つ者を死刑に處す首魁及び教唆者情を知て制せざる者亦同じ

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第二百三十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又ハ行政司法官署の命令を執行するに當り暴行脅迫を以て其官吏に

抗拒したる者の四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲す可からざる事件を行はしめたる者亦同之

第四百十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者は毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重さ小随つて處斷す

第四百十一條 官吏の職務に對し其目前に於て形容若くは言語を以て侮辱したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其目前に非ずと雖も刊行の文書圖畫又は公然の演説を以て侮辱したる者も亦同し

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四百十二條 已決の囚徒逃走したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

若し獄舎獄具を毀壞し又ハ暴行脅迫を爲して逃走したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處す

第四百十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖も再犯を以て論ぜず其刑期限内再び逃走したる者と再犯を以て論ぜ

第四百十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者は第四百二十二條の例に同じ

但原犯の罪を判決する時、於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時の第四百十二條の例に照し各一等を加ふ

第四百十六條 囚徒を逃走せしむるの爲め兇器其他の器具を給與し又は逃走の方法を指示したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒の逃走を致したる時は一等を加ふ

第四百十七條 囚徒を却奪し又は暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者の一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上

五十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は輕懲役に處す

第四百十八條 囚徒を看守し又は護送する者囚徒を逃走せしめたる時は亦前條の例に同し

第四百十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂ぐる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第四百五十條 看守又は護送者其懈怠に因て囚徒の逃走を覺らざる時の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し重罪の刑に處せられたる囚人に係る時の三圓以上三十圓以下の罰金を處す

第五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及ヒ監視ヲ付せられたる者あることを知て之を藏匿シ若クハ隱避せしめたる者の十日以上一年以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

若重罪の刑ニ處せられたる囚徒ニ係る時ハ一等を加ふ

第五十二條 他人の罪を免れしめんとを圖リ其罪證と爲る可き物件を隱蔽したる者の十一日以上六月以下の輕禁錮ニ處ス二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第五十三條 前二條の罪を犯したる者若シ犯人の親屬ニ係る時ハ其罪を論ぜず

第四節 附加刑の執行を遁るノ罪

第五十四條 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ハ罰金を附加ス

第五十五條 監視ニ附せられたる者其規則ニ違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處ス

第五十六條 前二條の罪ハ其刑期限内再び犯したる時ハ非ざれば再犯を以て論ずるを得ず

第五節 私人軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第五十七條

官命を受けざる官許を得ずして陸海軍の用

又供する銃廠彈藥其他破裂質の物品を製造したる者の二月

以上二年以下の重禁錮又處し二十圓以上二百圓以下の罰金

を附加す其之を輸入したる者亦同し

前項の物品を私販賣したる者の一月以上一年以下の重禁

錮又處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第五十八條

前條の罪を犯すと雖も職工又雇人として止む

正犯の使令を供したる者の各本刑又照し二等を減ず

第五十九條

前二條の罪を犯さんとしく未遂げざる者は

未遂犯罪の例を照して處断す

第六十條

第一百五十七條に記載したる物品を移し所有した

る者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第六十一條

第一百五十七條に記載したる物品の製造を供し

たる器械に於て單其用を供す可き物の何人れ所有を問ひ

之を沒收す

第六節

往來通信を妨害する罪

第六十二條

故意を以て道路橋梁河溝港埠を損壞して往來

を妨害したる者の二月以上二年以下の重禁錮又處し二圓以

上二十圓以下の罰金を附加す

第六十三條

偽計又の威力を以て郵便を妨害し若くは之を

阻止したる者の亦前條も同じ

第六十四條 電信の器械柱木を損壊し又ハ條線を切斷して電氣を不通ニ致したる者の三月以上三年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
若シ器械柱木條線を損壊して電信の妨害を爲すと雖も不通ニ至らざる時の一等を減定

第六十五條 瀛車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壊し其他危險ある障礙を爲したる者の重懲役ニ處す
第六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壊し又ハ詐偽の標識を點示したる者の亦前條も同じ

第六十七條 前數條に記載したる罪其事務ニ關する官吏及び雇人職工自ら犯したる時の各本條に照し一等を加ふ
第六十八條 第六十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者の毆打創傷の各本條も照し重さニ從て處斷す

第六十九條 第六十五條第六十六條の罪を犯し因て瀛車を顛覆し又ハ船舶を覆没したる時の無期徒刑ニ處し人を死ニ致したる時の死刑ニ處す
第七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未ダ遂げざる者の未遂犯罪の例も照して處斷す

第七節 人の住居を犯す罪

第七十一條 晝間故なく人の住居しよる邸宅又人の看守したる建造物に入りたる者の十一日以上六月以下の重禁錮に處す

若し左記記載したる所爲ある時の一等を加ふ

- 一 門戸牆壁を踰越損壊し又鎖鑰を開きて入りたる時
- 二 兇器其他犯罪の用ひ供す可き物品を携帶して入りたる時

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上おて入りたる時

第七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅亦人の看守したる建造物入りたる者の一月以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條記載したる加重すべき所爲ある時は一等を加ふ

第七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内入りたる者の前二條の例お照して各一等を加ふ

第八節 官の封印を破棄する罪

第七十四條 官署の處分因り特別お家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處す

若し看守者自ら犯したる時の一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盗取し又ハ毀壞したる者の盗罪及び毀壞の各本條ハ照し重きニ從テ處斷す

第七十六條 看守者其懈怠ニ因リ封印を破棄し又ハ其物件を盗取毀壞する犯人あることを覺らざる時の二圓以上二拾圓以下の罰金ニ處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時の二月以上二年以下の輕禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

す

第七十八條 陸海軍の徴兵ニ編入せらる可き者身體を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる時は一月以上一年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

若し他人に囑託し其氏名を詐稱シ代テ徵募ニ應せしめたる者亦同し其囑託を受テ徵募ニ應じたる者ニ第三百三十一條の例ニ照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業ニ因リ官署より解剖分析又ハ鑑定を命せられたる者故なくして之を肯せざる時の四

圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より證人として證據を陳述することを命ぜられたる者故なくして之を肯せざる時は又前條に同じ

第八十一條 傳染病流行の際又は傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を検査し又は消滅の方法を陳述することを命ぜられたる者故なくして之を肯せざる時は五十圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時は一等を減す

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者の無期徒刑に處す

若し變造して行使したる者の輕懲役に處す

第八十三條 内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者の有期徒刑に處す

若し變造して行使したる者の二年以上五年以下の重禁錮に處す

第八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若くは變造して行使したる者の内外國の區別に從ひ前二條の例

に照して處斷に

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者の輕懲役に處る

若し變造して行使したる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

第百八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行使せざる者の各本條に照し一等を減じ其未だ成らざる者の二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者の各三等を減す

第百八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受たる職工の前數條に記載たる犯人の受く可き刑に照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役を供したる者の職工の刑に照し一等又は二等を減す

第百八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知て房屋を給與したる者の偽造變造の各本刑に照し二等を減す

第百八十九條 偽造變造の貨幣を内國に輸入したる者の偽造變造の刑に同じ

第百九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を取受し之を行使し

この者は偽造變造して行使しうる者の刑に照し各二等を減す

其未だ行使せざる者の各三等を減す

第九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者と六月以上二年以下の監視を付す

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入取受したる者未だ行使せざる前に於て官に自首しうる時の本刑を免し六月以上三年以下の監視を付す

若し職工雜役及び房屋を給與しうる者未だ行使せざる前於て自首したる時の本刑を免す

第九十三條 貨幣を取受するの後於て偽造又の變造ある

とを知り之を行使しうる者の其償額二倍の罰金に處す但其罰金の二圓以下に降るとを得

第二節 官印と偽造する罪

第九十四條 御璽國璽を偽造し又の其偽璽を使用したる者の無期徒刑に處す

第九十五條 各官署の印を偽造し又の其偽印を使用したる者の重懲役に處す

第九十六條 產物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又の其偽印を使用したる者は輕懲役に處す

書籍什物等を押用する官の記號印章を偽造し又其偽印を使用しする者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第九十七條 御國官印記號印章の影蹟を盗用したる者之前數條に記載しする偽造の刑に照し各一等を減ず若し監守者自ら犯しする時の偽造の刑も同じ

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又其情を知て之を使用したる者と一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 已貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用しする者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとし未遂げざる者の未遂犯罪は例照えて處斷す

第二百一條 此節に記載する罪を犯す輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に附す

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造し又増減變換しする者の無期徒刑に處す其詔書を毀棄する者亦同じ

第二百三條 官の文書を偽造し又増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

其官の文書を毀棄せしむる者亦同じ

第二百四條 公債證書地券其他官吏の公證したる文書を偽造し又の増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

若し無記名の公債證書に係る時の一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又の増減變換して行使したる者の前二條の例に照し各一等を加ふ其文書を毀棄したる者又同じ

第二百六條 官の文書を偽造するに因て官印を偽造し又の盜用ししむる者の偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第四節 私印私書を偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用ししむる者の六月以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し他人の印影を盜用ししむる者の一等を減す

第二百九條 爲換手形其他裏書を以て賣買す可き證書若くは金額と交換す可き約定手形を偽造し又の増減變換して行使ししむる者の輕懲役に處す

其手形證書に詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同じ

第二百十條

賣買貸借贈遺交換其他權利義務關する證書を

偽造し又の増減變換して行使したる者の四月以上四年以下

の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造し又之増減變換して行使したる者の一月

以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を

附加す

第二百十一條

此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂

げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百十二條

此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する

者の二月以上二年以下の監視に附す

第五節

免狀鑑札及び疾病證書と偽造する罪

第二百十三條

官の免狀又の鑑札を偽造して行使したる者の

一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰

金を附加す但官印を偽造し又の盜用しする時の偽造官印の

各本條に照して處斷す

第二百十四條

屬籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て

免狀鑑札を受々る者の十五日以上六月以下の重禁錮に處

し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者の一等を加ふ

第二百十五條

公務を免ぐる可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病

の證書を偽造して行使したる者の自己の爲め或他人の爲めよびるを分たせ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加せ

醫師囑託を受けて其詐偽の證書を造りしる者の一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免る可き爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師の前條の例に照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變換して行使したる者は亦偽造の刑に同じ

第六節

偽證の罪

第二百十八條

刑事に關する證人として裁判所へ呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したる時左の例に照して處斷す

- 一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し四十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す
- 三 違警罪を曲庇する爲め偽證したる者の違警罪の本條に依て處斷す

第二百十九條

偽證の爲め被告人正當の刑を免られたる時の

偽證者の刑前條の例も照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲しうる者の左の例も照して處斷す

- 一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者の二年以上五年以下
 - 二 輕罪に陥らしむる爲め偽證したる者の六月以上二年以下
 - 三 下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
 - 三 違警罪に陥らしむる爲め偽證したる者の一月以上三月以下
- 以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す
- 第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑に處せられたる後於て

て偽證の罪發覺したる時の偽證者を其刑に反坐す若し反坐の刑前條に記載したる偽證の刑より輕き時の前條の例も照して處斷す

其刑期限内に於て偽證の罪發覺したる時の現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減せるとを得但減じて前條偽證の刑より降すとを得

第二百二十二條 偽證の爲め被告人死刑に處せられたる時の反生の刑一等を減ず其未だ刑を執行せざる前も於て發覺したる時の二等を減す

若し被告人を死に陥るの目的を以て偽證を爲さるる時の

死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前は於て發覺したる時
の一等を減す

第二百二十三條 民事商事又の行政裁判に關して偽證を爲し
たる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓
以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又の通事の爲め裁判所へ呼出されたる
者詐偽の陳述を爲せざる時の前數條に記載したる偽證の例
に照えて處断す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人へ囑託して偽證又
の詐偽の鑑定通事を爲せざる者の亦偽證の例に同じ

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者其事件の
裁判宣告に至らざる前は於て自首したる時の本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條 度量衡を偽造し又の變造して販賣したる者
の二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の
罰金を附加す

但官の記號印章を偽造し又の盜用したる時偽造官印の各
本條に照し重きに從て處断す

第二百二十八條 偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる
者の前條の刑に一等を減す

死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前より於て發覺したる時
の一等を減じ

第二百二十三條 民事商事又の行政裁判に關して偽證を爲し
たる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓
以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又の通事の爲め裁判所より呼出されたる
者詐偽の陳述を爲まざる時の前數條より記載したる偽證の例
より照えて處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人より囑託して偽證又
の詐偽の鑑定通事を爲さざめざる者の亦偽證の例より同じ

第二百二十六條 此節より記載したる罪を犯したる者其事件の
裁判宣告に至らざる前より於て自首したる時の本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪
第二百二十七條 度量衡を偽造し又の變造して販賣したる者
の二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の
罰金を附加す

但官の記號印章を偽造し又の盜用したる時の偽造官印の各
本條より照し重きに從て處斷す

第二百二十八條 偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる
者の前條の刑より一等を減じ

第二百二十九條

商賈農工定規を増減したる度量衡を所有し

たる者一月以上三月以下の重禁錮處す二圓以上二十圓

以下の罰金を附加せ

若し其度量衡を使用して利を得たる者の詐偽取財を以て論

に

第二百三十條

人の囑託を受けて度量衡を偽造し又之變造し

たる者の其囑託したる犯人の刑を照し各一等を減せ

第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一條

官署に對し文書又の言語を以て其屬籍身分

姓名年齢職業を詐稱しする者の二圓以上二十圓以下の罰金

に處す

第二百三十二條

官職位階を詐稱し又の官の服飾徽章若しく

の内外國の勳章を借用しする者の十五日以上二月以下の輕

禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金と附加す

第九節 公選の投票を偽造する罪

第二百三十三條

公選の投票を偽造し又の其數を増減しする

者一月以上一年以下の輕禁錮處し二圓以上二十圓以下

の罰金を附加す

第二百三十四條

賄賂を以て投票を爲さしめ又の賄賂を受け

て投票を爲したる者の二月以上二年以下の輕禁錮處し三

圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 投票を検査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又の増減したる時の六月以上三年以下の輕禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條 調書を送り投票の結局を報告する者其數を増減し其他詐偽れ所爲ある時の一年以上五年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟又關する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入し及び製造し又の之を販賣し

たる者の有期徒刑に處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又は之を販賣しする者の輕懲役に處す

第二百三十九條 税關官吏情を知て阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者の前二條の刑に照して一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者の輕懲役に處す

人を引誘して阿片烟を吸食せしめたる者亦同じ

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者の二年以上三年以下の重禁錮に處す

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又は受寄し
たる者の一月以上一年以下の重禁錮に處け
る

第二節 飲料の淨水を汚穢せる罪

第二百四十三條 人の飲料を供する淨水を汚穢し因て之を用
ふるに能はざるに至らしめたる者の十一日以上一月以下の
重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害す可き物品を用ひて氷質を變
じ又ハ腐敗せしめたる者の一月以上一年以下の重禁錮に處
し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死に致し

る者の毆打創傷の各本條に照し重き者ハ從て處斷す

第三節 傳染病豫防規則に關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けらるる規則に違背して

入港の船舶より上陸し又ハ物品を陸地に運搬したる者の一

月以上一年以下の輕禁錮に處し又ハ二十圓以上二百圓以下
の罰金を處す

第二百四十七條 船長自ら前條に罪を犯し又ハ人の犯せしを
知て制せざる者の前條の刑に一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地
方より他處に出たる者の十五日以上六月以下の輕禁錮に處

し又ハ十圓以上百圓以下の罰金ニ處ス

第二百四十九條 獸類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ 獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ 處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四節 危害品及び健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則 關ル罪

第二百五十條 官許ヲ得ズシテ危害ヲ生ズ可キ物品ノ製造所 ヲ創設シル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス 若シ健康ヲ害ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シル者ハ十圓以 上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十一條 官許ヲ得テ前條ニ記載シル製造所ヲ創設 スト雖モ危害ヲ豫防シ健康ヲ保護スル規則ニ違背シル者 ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ減シ

第二百五十二條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シ たる時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第五節 健康ヲ害ス可キ飲食物及び藥劑ヲ販賣スル 罪

第二百五十三條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シ テ販賣シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十四條 規則ニ違背シテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ

十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者の過失殺傷の各本條に照し重きに従て處斷す

第六節 私に醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲しする者の十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷に致しする時の過失殺傷の各本條に照し重きに従て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲しする者の三圓以上三

十圓以下の罰金に處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又の販賣しする者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又の博徒を招結したる者三月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ但飲食物を賭

する者と此限ふ在らざ

賭博の器具財物其現場にある者の之を没收す

第二百六十二條

財物を醜集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓

以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條

神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の

所爲ある者の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し説教又と禮拜を妨害したる者と四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章

死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

第二百六十四條

埋葬す可き死屍を毀棄したる者の一月以上

一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加

す

第二百六十五條

墳墓を發掘して棺槨又の死屍を見つけたる

者の二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下

の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處

し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十六條

此章に記載したる罪を犯さんとして未遂

げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第八章 商業及び農工の業を妨害する罪

第二百六十七條 偽計又は威力を以て穀類其他衆人の需用に
缺く可からざる食用物の賣買を妨害しうる者の一月以上六
月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害しうる者は一等
を減せ

第二百六十八條 偽計又は威力を以て糶賣又入札を妨害し
る者の十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓
以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる
者の亦前條と同じ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又農工業の景
況を變せしむる爲め雇主及び他の雇人に對し偽計威力を以
て妨害を爲したる者一月以上六月以下の重禁錮に處し二

圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減じ又農工業の景況を變せ
る爲め雇人及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲し
たる者の亦前條と同じ

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物
品の價直を昂低せしめたる者は十圓以上百圓以下の罰金を

處す

第九章

官吏瀆職の罪

第一節

官吏公益を害する罪

第二百七十三條

官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せ

又他の官吏の公布施行を妨害したる者の二月以上六月以

下の輕禁錮處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條

兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏

地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時に當り其處分を爲

ざる者の三月以上三年以下の輕禁錮處し二十圓以上百

圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條

官吏規則を違背して商業を爲したる者の二

十圓以上五百圓以下の罰金を處す

第二節

官吏人民を對する罪

第二百七十六條

官吏擅に威權を用ひ人をして其權利ある

事を行としめ又其爲す可な權利を妨害したる者の十一日

以上二月以下の輕禁錮處し二圓以上二十圓以下の罰金を

附加す

第二百七十七條

人の身體財産を妨害するの犯人あるを當り

豫審判事檢事警察官吏其報告を受けて速に保護の處分を爲

ざる者の十五日以上三月以下の輕禁錮處し二圓以上二

十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せざるして人を逮捕し又は不正に人を監禁したる者の十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せざるして囚人を監禁し若しくは囚人を出獄せしむ可き時にお到り之を放免せざる者と亦前條の例と同じ

第二百八十條 前二條に記載したる官吏又は護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は三月以

上三年以下の重禁錮に處し四十圓以上の罰金を附加す

因て囚人を死傷し致したる時にお殴打創傷の各本條に照し一等を加へて重きに従て處断す

第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くことを怠り因て死傷し致したる者を殴打創傷の各本條に照し一等を加ふ

第二百八十二條 裁判官検事及び警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又ハ凌虐の所爲ある者の四月以上四年以下の重禁錮に處し五十圓以上の罰金を附加す

を附加す

因て被告人を死傷又致したる時の殴打創傷の各本條に照し一等を加へ重きも從て處斷す

第二百八十三條 裁判官檢事故なくして刑事の訴を受理せざる又の遷延して審理せざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其民事の訴に係る者亦同じ

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聽許したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て不正の處分を爲したる時の一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又之を聽許したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て不正の裁判を爲したる時の一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官檢事警察官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又之を聽許したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を曲庇したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したる者の二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此刑より重き時の第二百二十一條第二百二十二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢察官警察官吏賄賂を收受し聽許せざると雖も情状從ひ又の怨を挾み被告人を曲庇陷害したる者の又前條の例に同じ

第二百八十八條 前數條に記載しうる賄賂既に收受しうる者は之を沒收し費用しうる者と其價を追徴す

第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自ら監守する所の金穀物件を竊取しうる者は輕懲役に處せらる

因て官の文書簿冊を増減變換し又の毀棄したる時の第二百五條の例に照して處分す

第二百九十條 租稅其他諸般の金額を徵收する官吏正數外のもの金穀を徵收しうる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此節に記載しうる罪を犯し輕罪の刑に處せらる者の六月以上二年以下の監視に附す

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者の謀殺の罪と爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を使用して人を殺したる者の謀殺を以て論じ死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者の故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 支解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者の死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利ある爲又已に犯して其罪を免るゝ爲め人を故殺したる者の死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意を出て詐稱誘導して危害を陷れ死に致したる者は故殺を以て論じ其豫め謀る者は謀殺を以て論ず

以て論ず

第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ誤て他人を殺したる者は仍ほ謀殺を以て論ず

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者と重懲役に處す

第三百條

人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若しくは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致しうる者の輕懲役に處す

其一目を瞎し一耳を聾し又ハ一肢を折り其他身體を殘廢し癡疾に致しうる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百一條 人を毆打創傷し二十日以上時間疾病に罹り又ハ職業を營むと能ざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一ヶ月以上壹年以下の重禁錮に處す

疾病休業に至らざると雖も身體に創傷を爲したる者と十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百二條 豫め謀て人を毆打創傷し休業癡篤疾又ハ死に致したる者は前數條に記載しうる刑に照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利ある爲め又ハ已に犯して其罪を免るゝ爲め人と毆打創傷したる者の亦前條の例に同じ

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者の仍は毆打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共々人を毆打創傷しうる者の現手

下し傷を成すの輕重を從て各自其刑を科す若し共毆して傷を成すの輕重を知ると能ざる時の其重傷の刑を照し一等を減す但し殺唆者の減等の限不在らず

第三百六條 二人以上共一人を毆打しするに當り自ら人を傷せずと雖も幫助して傷を成さしめたる者の現傷を成しする者の刑を一等を減す

第三百七條 健康を害す可き物品を施用して人を疾苦せしめたる者は豫め謀て毆打創傷するの例を照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意を非せと雖も詐稱誘導して危害を陷れ因て疾病死傷に致しする者は毆打創傷を以て論ず

第三節 殺傷に關する宥恕及ひ不論罪

第三百九條 自己の身體に暴行を受くるに因り直ち怒を發し暴行人を殺傷しする者と其罪を宥恕す但不正の所爲を因り自ら暴行を招きする者の限不在らず

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ると能はざる者の各其罪を宥恕するを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ち姦夫又の姦婦を殺傷したる者の其罪を宥恕す但本夫先姦通を縱容したる者の限不在らず

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは

門戸牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者の其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕す可き罪の各本刑に照し二等又の三等を減ず

第三百十四條 身體生命を正當に防衛し己むとを得ざるより出づ暴行人を殺傷したる者の自己の爲め他人の爲めにするを分たず其罪を論せず但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者の此限に在らず

第三百十五條 左の諸件に於て已むとを得ざるより出て人を殺傷したる者の其罪を論せず

一 財産に對し放火其他暴行を爲す者を防止するより出たる時

二 盜犯を防止し又の盜賊を取還するより出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するより出たる時

第三百十六條 身體財産を防衛するより出ると雖も已むとを得ざるより非ずして害を暴行人に加之又の危害已去りたる後

に於て勢を乘じ仍は害を暴行人に加之たる者の不論罪の限に在らず但情狀に因り第三百十三條の例に照して其罪を宥恕せんとを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習を遵守せず過失ヲ因テ人を死ニ致シタル者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金ニ處ス

第三百十八條 過失ヲ因テ人を創傷シ癱篤疾ニ致シタル者ハ十圓以上百圓以下の罰金ニ處ス

第三百十九條 過失ヲ因テ人を創傷シ疾病休業ニ至ラシメタル者ハ二圓以上五十圓以下の罰金ニ處ス

第五節 自殺ニ關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又ハ囑託を受けて自殺人の爲め手を下シタル者ハ六月以上三年以下の輕禁錮

ヲ處シ十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲シタル者ハ一等を減シ

第三百二十一條 自己の利を圖リ人を教唆して自殺せしめたる者ハ重懲役ニ處ス

第六節 擅入人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅入人を逮捕シ又ハ私家ニ監禁シタル者ハ十一日以上二月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擅入人を監禁制縛して毆打拷責シ又ハ飲食衣服を屏去シ其他苛刻の所爲を施シタル者ハ二月以上二年

以下の重禁錮ぢうきんこ處しよし三圓以上三十圓以下の罰金せつぎんを附加ふりす

第三百二十四條 前條ぜんじょうの罪つみを犯よし因よつて人ひとを疾病死傷しつぺいしやう又また致いたしたる者ものの毆打創傷あうださうしやうの各本條かくほんじょう又また照あし重おもき小從したがつて處斷じよたんす

第三百二十五條 撞はまひま、ひと、監禁かんぎんし水火震災すゐくわしんさいの際さい其監禁そのかんぎんを解とく
とを怠おこり因よつて死傷しやう又また致いたしたる者ものの亦前條またぜんじょうの例れい又また同じ

第七節 脅迫けふはくの罪つみ

第三百二十六條 人ひとを殺ころさんと脅迫けふはくし又また人ひとの住居ぢゆうきよしたる家か屋おく放火ほうくわせんと脅迫けふはくしたる者ものの一月以上六月以下の重禁錮ぢうきんこ又また處しよし二圓以上二十圓以下の罰金せつぎんを附加ふりす

毆打創傷あうださうしやう其他暴行ほかぼうかうを加くへんと脅迫けふはくし又また財産さいさん又また放火ほうくわし及び

毀壞劫掠きくわいけつりやくせんと脅迫けふはくしたる者ものの十一日以上二月以下の重禁錮ぢうきんこ又また處しよし二圓以上十圓以下の罰金せつぎんを附加ふりす

第三百二十七條 兇器きようきを持もちて前條ぜんじょうの罪つみを犯よしたる者ものの各一等ごうを加くふ

第三百二十八條 親屬しんぞくに害がいを加くふ可べき事ことを以もつて脅迫けふはくしたる者ものの亦前二條またぜんじょうの例れい又また同じ

第三百二十九條 此節このせつに記載きざいしたる罪つみの脅迫けふはくを受けたる者もの又また其親屬そのしんぞくの告訴こくそを待まつて其罪そのつみを論ろんず

第八節 墮胎たたいの罪つみ

第三百三十條 懷胎くわいたいの婦女にょにょ藥物其他ぶつそのだの方法ほうほうを以もつて墮胎たたいしたる

者の一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者亦前條と同じ因て婦女を死に致しする者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師穩婆又の藥商前條の罪を犯しする者各一等を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威迫し又誑騙して墮胎せしめたる者の一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なることを知て毆打其他暴行を加へ因て墮胎に至らしめたる者の二年以上五年以下の重禁錮

に處す其墮胎せしむるの意に出たる者の輕懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を癡篤疾又の死に致したる者の毆打創傷の各本條に照し重さよ從て處斷す

第九節 幼者又の老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳に滿ざる幼者を遺棄したる者の一月以

上一年以下の重禁錮に處す

第三百三十七條 八歳に滿ざる幼者又の老疾者を寥闕無人の

地に遺棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人れ寄託を受け保養す可き者前

二條の罪を犯したる時の各一等を加ふ

第三百二十九條 幼者老疾者を遺棄し因て廢疾に致したる者
と輕懲役に處せ篤疾に致したる者と重懲役に處し死に致し
たる者は有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又の看守す可き地内を遺棄せら
せしめる幼者老疾者あることを知て之を扶助せざ又之官署に申
告せざる者の十五日以上六月以下の重禁錮に處す

若し疾病に罹り昏倒したる者あることを知て扶助せず又の申
告せざる者亦同之

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳に滿ざる幼者を略取し又は誘拐して
自ら藏匿し若くは他人に交付したる者は二年以上五年以下
の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に滿ざる幼者を略取して
自ら藏匿し若くは他人に交付したる者の一年以上三年以下
の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐
して自ら藏匿し若くは他人に交付したる者の六月以上二年
以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者なることを知て自己の家
屬僕婢と爲し又は其他の名稱を以て之を收受したる者の前

二條の例を照し各二等を減せ

第三百四十四條 前數條に記載したる罪の被害者又の親屬の告訴を待て其罪を論ず但略取誘拐せられたる幼者式に従て婚姻を爲したる時の告訴の効あり

第三百四十五條 二十歳又満ざる幼者を略取誘拐して外國人へ交付したる者の輕懲役を處す

第十一節

猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳又満ざる男女を對し猥褻の所行を爲し又の十二歳以上の男女を對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者の一月以上一年以下の重禁錮を處し二圓以上

二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳又満ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者の二月以上二年以下の重禁錮を處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者の輕懲役を處す藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又の精神を錯乱せしめて姦淫したる者の強姦を以て論ぜ

第三百四十九條 十二歳に満ざる幼女を姦淫したる者の輕懲役を處す若し強姦したる者は重懲役を處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪の被害者又の親屬の

告訴を待て其罪を論ぜ

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷

お致しする者の毆打創傷の各本條に照し重きお從て處斷す

但強姦お因て癡篤疾に致しする者の有期徒刑お處し死に致

しする者の無期徒刑お處せ

第三百五十二條 十六歳に滿ざる男女の淫行を勸誘して媒合

しする者の一月以上六月以下の重禁錮お處し二圓以上二十

圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者の六月以上二年以下

の重禁錮お處せ其相姦する者も亦同じ

此條の罪の本夫の告訴を待て其罪を論ぜ但本夫先お姦通を

縱容しする者の告訴の効をなし

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲しする時の六

月以上二年以下の重禁錮お處し五圓以上五十圓以下の罰金

を附加す

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者の第二百

二十條お記載したる偽證の例お照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる

前よ於て誣告者自首したる時の本刑を免せ

第三百五十七條 誣告ふこく因よつて被告ひこくまんげい人刑しよに處せられたる時ときの第
二百二十一條第二百二十二條に記載きざいしる例れいに照てらして處斷しよたん
す

第三百五十八條 惡事醜行あくじしうかうを摘發てきせつして人ひとを誹毀ひきしたる者ものの事じ
實じつの有無いうむを問とひ左さの例れいに照てらして處斷しよたんす

一 公然こうぜんの演說えんせつを以もつて人ひとを誹毀ひきしたる者ものの十一日じゅういちにち以上三月
以下の重禁錮ぢゆうきんこに處し三圓以上三十圓以下の罰金せつぎんを附加ふか
す

二 書類畫圖しよるゐくわとを公布こうふし又またの雜劇偶像ざつげきぐうざうを作爲さくして人ひとを誹毀ひきし
たる者ものの十五日以上六月以下の重禁錮ぢゆうきんこに處し五圓以上

五十圓以下の罰金せつぎんを附加ふかす

第三百五十九條 死者しよやを誹毀ひきしたる者ものの誣罔ふまうに處いでたるに非あらざ
れば前條ぜんてうの例れいに照てらして處斷しよたんするを得えず

第三百六十條 醫師藥商穩婆いしやくしやうおんさ又またの代官たいげん人辨護はんご人代書んだいしよ人若にんじやくく
神官僧侶しんくわんそうりよ其身分職業そのみぶんしよくげいに於おて委託たくと受うけたる事こと因より知得しりえた
る陰私いんしを漏告ろうこくしたる者ものの誹毀ひきを以もつて論玄ろん十一日じゅういちにち以上三月以

下の重禁錮ぢゆうきんこに處し三圓以上三十圓以下の罰金せつぎんを附加ふかす但裁たゞしさい
判所はんしよの呼出よびだしを受けうけて事實じじつを陳述ちんじゆつする者ものの此限このげんに在あらざ
る者ものの親屬しんぞくの告訴こくそを待まちて其罪そのつみを論ろんぜ

第三百六十一條 此節このせつに記載きざいしたる誹毀ひきの罪つみの被害者ひがいしや又またの死

第十三節

祖父母父母を對する罪

第三百六十二條

子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者の死刑に處す其自殺に關する罪凡人の刑を照し二等を加ふ

第三百六十三條

子孫其祖父母父母に對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者の各本條に記載したる凡人の刑を照し二等を加ふ但廢疾を致したる者の有期

徒刑に處し篤疾に致したる者の無期徒刑に處し死に致したる者の死刑に處す

第三百六十四條

子孫其祖父母父母を對し衣食を供給せざる其他必要ある奉養を欲したる者の十五日以上六月以下の重禁

錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て疾病又ハ

死に致したる者の亦前條の例と同じ

第三百六十五條

祖父母父母を對したる殺傷の罪ハ特別の宥恕及び不論罪の例を用ふることを得る但其犯す時知らざる者の此限に在らざる

第二章

財産に對する罪

第一節

竊盜の罪

第三百六十六條

人の所有物を竊取したる者の竊盜の罪と爲す二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條

水火震災其他の變を乘じて竊盜を犯したる

者の六月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者の亦前條と同じ

第三百六十九條 二人以上共前二條の罪を犯したる者の各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を犯したる者の輕懲役を處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又官署の命令より因り他人の看守したる時之を竊取したる者の竊盜を以て論ず

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊取したる者の一月以上一年以下の重禁錮を處す

第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又川澤池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關する産物を竊取したる者の亦前條と同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者は二月以上二年以下の重禁錮を處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑を處す

る者の六月以上二年以下の監視を付す

第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者又同居

の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者は竊盗を以て論ぜらる

の限を在る若し他人共犯して財物を分ちらる者の竊盗

を以て論ぜらる

第二節 強盗の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又は暴行を加へて財物を強取し

たる者強盗の罪と爲し輕懲役を處す

第三百七十九條 強盗左に記載したる情状ある者は一個毎

一等を加ふ

一 二人以上共犯したる時

二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盗人を傷けたる者は無期徒刑を處せ死を致

したる者は死刑を處す

第三百八十一條 強盗婦女を強姦したる者は無期徒刑を處す

第三百八十二條 竊盗財を得て其取還を拒む爲め臨時暴行脅

迫を爲したる者は強盗を以て論ぜらる

第三百八十三條 薬酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を盜取

したる者は強盗を以て論ぜらる

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕を因て輕罪

の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三節 遺失物理藏物に關する罪

第三百八十五條

遺失及び漂流の物品を拾得て隠匿し所有主

に還付せざり又は官署に申告せざる者の十一月以上三月以下

の重禁錮に處す又は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百八十六條

他人の所有地内にお於て埋藏の物品を掘得て

隠匿したる者の前條に同之

第三百八十七條

此節に記載たる罪を犯したる者第三百七

十七條に掲げたる親屬に係る時の其罪を論ぜず

第四節

家資分散に關する罪

第三百八十八條

家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又の虚偽

の負債を増加しする者の二月以上四年以下の重禁錮に處す

情を知て虚偽の契約を承諾し若くは其媒介を爲しする者の

一等を減ず

第三百八十九條

家資分散の際帳簿の類を藏匿毀棄し若くは

分散決定の後債主中の一人又の數人其負債を私償して他の

債主に害したる者の一月以上二年以下の重禁錮に處す

第五節

詐欺取財及び受寄財物に關する罪

第三百九十條

人を欺罔し又之を恐喝して財物若くは證書類を

騙取したる者の詐欺取財の罪と爲し二月以上四年以下の重

禁錮^{きんこ}に處し四圓以上四十圓以下の罰金^{せつぎん}を附加^{ふか}す

因^{よつ}て官私^{くわんし}の文書^{ぶんしょ}を偽造^{ぎぞう}し又^{また}に増減^{ぞうげん}變換^{へんくわん}したる者^{もの}の偽造^{ぎぞう}の各^{かく}本條^{ほんてう}に照^{てら}し重^{おも}きお從^{したが}つて處斷^{しよたん}す

第三百九十一條

幼者^{えうしや}の知慮^{ちよ}淺薄^{せんぱく}又^{また}に人^{ひと}の精神^{せいしん}錯亂^{さくらん}したるお乘^{じやう}じて其財物^{そのざいぶつ}若^{もし}くは證書^{しやうしょ}類^{るい}を授與^{じゆゑ}せしめたる者^{もの}の詐欺^{さぎ}取財^{しゆざい}を以^{もつ}て論^{ろん}ぜ

第三百九十二條

物件^{ぶつけん}を販賣^{ばんざい}し又^{また}に交換^{かうくわん}するに當^{あた}り其物質^{そのぶつしつ}を變^{へん}じ若^{もし}くは分量^{ぶんりやう}を偽^{いつはり}て人^{ひと}に交付^{かうふ}したる者^{もの}の詐欺^{さぎ}取財^{しゆざい}を以^{もつ}て論^{ろん}ぜ

第三百九十三條

他人^{たにん}の動產^{どうざん}不動產^{ふどうざん}を冒認^{ぼうにん}して販賣^{ばんざい}交換^{かうくわん}し又^{また}

抵當^{ていたう}典物^{てんぶつ}と爲^なしたる者^{もの}は詐欺^{さぎ}取財^{しゆざい}を以^{もつ}て論^{ろん}ぜ

自己^{じこ}の不動產^{ふどうざん}と雖^{いへど}も已^{すで}に抵當^{ていたう}典物^{てんぶつ}と爲^なしたるを欺隱^{ぎいん}して他人^{たにん}に賣與^{さいよ}し又^{また}に重^{かさ}ねて抵當^{ていたう}典物^{てんぶつ}と爲^なしたる者^{もの}亦^{また}同^{おな}之^ぢ

第三百九十四條

前數^{ぜんすう}條^{てう}に記載^{きざい}したる罪^{つみ}を犯^{とが}したる者^{もの}の六月^{ろくがつ}以上^{いじやう}二年^{にねん}以下の監視^{くわんし}に付^つす

第三百九十五條

受寄^{じゆき}の財物^{ざいぶつ}借用^{じゆうぶつ}物^{ぶつ}又^{また}に典物^{てんぶつ}其他^{そなた}委託^{あたく}を受けたる金額^{きんがく}物件^{ぶつけん}を費消^{ひせう}したる者^{もの}の一月^{いちげつ}以上^{いじやう}二年^{にねん}以下の重禁錮^{ぢゆうきんこ}に處^{しよ}す若^{もし}し騙取^{へんしゆ}拐帶^{くわいたい}其他^{そなた}詐欺^{さぎ}の所爲^{しよゑ}ある者^{もの}の詐欺^{さぎ}取財^{しゆざい}を以^{もつ}て論^{ろん}ぜ

第三百九十六條

自己^{じこ}の所有^{しよいう}に係^かると雖^{いへど}も官署^{くわんじよ}より差押^{さしお}へる

る物件を藏匿脱漏したる者の一月以上六月以下の重禁錮を處す但家資分散の際此罪を犯したる者の第三百八十八條の例に照して處斷す

第三百九十七條 此節に記載したる罪を犯さんとして未遂げざる者と未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百九十八條 此節に記載しうる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬に係る時の其罪を論ぜむ

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強竊盜の贓物あることを知て之を受け又の寄藏故買し若くは牙保を爲しうる者の一月以上三年以下の重

禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪を犯したる者は六月以上二年以下の監視を付す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關しうる物件あることを知て之を受け又の寄藏故買し若くは牙保を爲したる者は十一日以上一年以下の重禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居しうる家屋を燒燬しうる者の死刑を處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬しゝる者の無期徒刑に處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬しゝる者の重懲役ふ處す

第四百五條 火を放て人の乗載しゝる船舶汽車を燒燬しゝる者の死刑に處す

其人を乗載せざる船舶汽車に係る時の重懲役ふ處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又の露積したる

柴草竹木其他の物件を燒燬しゝる者の輕懲役ふ處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬しゝる者の二月以上

二年以下の重禁錮ふ處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑ふ處とる者の六月以上

二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬しゝる者の二圓

以上二十圓以下の罰金ふ處す

第四百十條 火藥其他激發す可き物品又の煤氣井蒸氣罐を破

裂せしめて人の家屋財産を毀壞したる者の其故意ふ出ると

過失とを分ち放火失火の例ふ照して處斷と

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又の氷閘を毀壞して人の住居し

たる家屋を漂失したる者の無期徒刑に處せ
若し人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者の重懲役を處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃礦坑牧場等を荒廢したる者の輕懲役を處す

第四百十三條 他人の便益を損ぎ又自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者の一月以上二年以下の重禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て氷害を起したる者の失火の例に照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て人を乗載したる船舶を覆没したる者の死刑を處す但船中死亡なき時の無期徒刑を處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載ざる船舶を覆没せたる者は輕懲役に處す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者の一月以上五年以下の重禁錮を處し二圓以上五十圓以下の罰金を

附加す

因て人を死傷し致しする者は毆打創傷の各本條を照し重き
よ從て處斷す

第四百十八條

人の家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又田圃の樊圍牧場の柵欄を毀壞したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處せ又二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第四百十九條

人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者
は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又三圓以上三十圓以下の罰金を處す

第四百二十條

土地の經界を表したる物件を毀壞し又は移轉

したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十

圓以下の罰金と附加す

第四百二十一條

人の器物を毀棄したる者の十一日以上六月以下の重禁錮に處し又三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條

人の牛馬を殺したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條

前條に記載しする以外の家畜を殺したる者
は二圓以上二十圓以下の罰金に處す但被害者の告訴を待て

其罪を論ず

第四百二十四條

人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡し

する者の二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯しする者の三日以上十日以下の拘留に處し又の一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

一 規則を遵守せざして火藥其他破裂すべき物品を市街に運搬したる者

二 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品又ハ自ら火を發すべき物品を貯藏したる者

三 官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣しする者

四 家人稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩びする者

五 蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び掃除する規則に違背しする者

六 官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

七 官許を得ずして死屍を解剖したる者
八 自己の所有地内に死屍あることを知て官署に申告せざり又ハ他所に移したる者

九 人を毆打して創傷疾病に至らざる者

- 十 密ひそかに賣淫さいいんを爲し又また其媒合そのさいがふりあし容止ようしを爲したる者もの
- 十一 人の住居ぢゆうきよせざる家屋内うちをくさいに潛伏せんぷくしる者もの
- 十二 定りたる住居ぢゆうきよなく平常營生へいじやうえいせいの産業さんぎやうなくして諸方しよほうに徘徊はいする者もの
- 十三 官許くわんきよの墓地外ぼちぐわいに於て私ひそかに埋葬まいざうしる者もの
- 十四 違警罪ちゐけいざいの犯人はんじんを曲庇まよひる爲め偽證ぎしやうしる者但被證人ものたゞしひこくはん偽證ぎしやうの爲め刑けいを免がれたる時ときと第二百十九條の例れいに從したがふ

第四百二十六條 左の諸件しよけんを犯しる者ものの二日以上五日以下の拘留こりうりやうに處し又また五十錢以上一圓五十錢以下の料料くりやうに處し

- 一 人家じんかの近傍きんぽう又また山林田野さんりんてんやに於て濫りみだり火ひを焚く者もの
- 二 氷火其他こゝろの變へんに際し官吏くわんりより防禦ぼうぎやうすべたの求めを受け傍觀ぼうくわんして之これを肯せざる者
- 三 不熟ふじゆくの菓物くわぶつ又また腐敗ふはいしる飲食物いんじよくぶつを販賣はんざいしたる者もの
- 四 健康けんこうを保護ほごする爲め設けざる規則きそく又また傳染病豫防規則でんせんびやうぼうきそくに違背ちゐはいしる者もの
- 五 人の通行つうかうす可べな場所せしよにある危險きけんの井溝其他せりゆうそなた回所あふしよに蓋ふた又また之これを爲さざる者もの
- 六 路上ろおやうに於て犬其他いぬそなたの獸類ぢゆうるゐを嚇し又また驚逸けいいつせしめざる者もの
- 七 發狂人はつきやうじんの看守くわんしゆを怠り路上ろじやうに徘徊はいくわいせしめざる者もの

八 狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者

九 變死人の検視を受けずして埋葬したる者

十 墓碑及び路上の神佛を毀損し又汚瀆したる者

十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者

十二 公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論ぜ

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者の一日以上三日以下の拘留に處し又二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す

一 濫り車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者

二 制止を肯せして人の群集したる場所車馬を牽きたる者

者

三 夜中無提燈よて車馬を疾驅する者

四 木石等を道路に堆積して防圍を設け又標識の點燈を怠りたる者

五 瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者

六 禽獸の死屍を道路に棄擲し又取除かざる者

七 汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者

八 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者

九 醫師穩婆事故なくして急病人の招きを應ぜざる者

十 死亡の申告を爲さずして埋葬したる者

十一 流言浮説を爲して人を誑惑しする者

十二 妄り又吉凶禍福を説き又祈禱符呪等を爲し人を惑

ひして利を圖る者

十三 私有地外へ濫りお家は牆壁を設け又軒椽を出し

る者

十四 官許を得ずして路傍又河岸お床店等を開きたる者

十五 路上の植木市街の常燈及び厠場等を毀損したる者

十六 道路橋梁其他の場所お榜示したる通行禁止及び指道

標の類を毀棄汚損したる者

第四百二十八條 左の諸件を犯しする者の一日の拘留處し

又十錢以上一圓以下の料料處す

一 官署より價額を定めたる物品を定價以上お販賣しする

者

二 渡船橋梁其他の場所お於て定價以上の通行錢を取り又

は故なく通行を妨げたる者

三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所お於て其定價を出

さずして通行したる者

四 路上お於て賭博又類する商業を爲したる者

五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則又違

背したる者

六 溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚いざる者

七 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品と羅列したる者

八 官許を得ずして獸類を官有地ハ放ち又ハ牧畜したる者

九 身體ハ刺文を爲し及び之を業とする者

十 他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者

十一 他人の繋ぎたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料ハ處す

一 橋梁又ハ堤防の害と爲るべき場所ハ舟筏を繋ぎざる者

二 牛馬諸車其他物件を道路ハ横たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲しざる者

三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者

四 水路ハ於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者

五 氷雪塵芥等を路上ハ投棄したる者

六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者

七 制止を肯せずして路上ハ遊戯を爲し行人の妨害を爲し

ざる者

八 牛馬を牽き又ハ繋ぐことを忽ぐせみして行人の妨害を爲

しるる者

- 九 出入を禁止しるる場所を濫りに出入したる者
- 十 通行禁止の榜示を犯して通行しるる者
- 十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者
- 十二 酩酊して路上に喧噪し又ハ醉臥したる者
- 十三 路上の常燈を消しるる者
- 十四 人家の墻壁に貼紙及び樂書しるる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を採折したる者

したる者

- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路なき他人の田園を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者

第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜より定むる處の違警罪を犯したる者の其罰則は從て處斷す

刑法附則

刑事訴訟法

通俗刑法附則目錄

第一章 主刑執行

第二章 監視

第三章 假出獄及び特別監視

第四章 刑事裁判費用

第五章 賠償處分

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑の執行を爲す裁判所の檢察官書記及び獄司刑場又は立會獄司より囚人に死刑を執行を可きことを告示したる

後獄丁をして之を決行せしむ但其時限の午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時の刑場の警戒を嚴ふし執行に關する者の

の外刑場に入るを許さず但立會官吏の許可を得たる者の此

限み存らざ

第三條 死刑の執行畢りたる時の書記其始末書を作り立會と

爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局に納む

べし

第四條 左に記載したる日の死刑を行ふことを禁む

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

くわうかくてんわうさい
光格天皇祭

おふはぐわつおほそら
十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎と申する者の醫師及び穩婆をして之を検査せしめ果して懐胎なる時の檢察官より司法卿に上申して其執行を停め産後一百日を経て更に司法卿の命令を受け決行すべし

第六條 死刑の遺骸の一定の場所を埋む若し親屬故舊請ふ者ある時の獄司之を許可し下付することを得

第七條 死刑の宣告を受けたる者執行に至るまで何時までも獄司の許可を得て其親屬故舊に接見することを得

第八條 死刑を執行したる時の犯人の属籍氏名年齢職業住所及び其罪状刑名を記載して左の各所に榜示公告すべし
刑を宣告したる裁判所の門前

犯罪の地

犯人住居の地

第九條 徒流の囚を發遣するの裁判を爲したる地の獄司より内務卿に上申し其命令を待て發船の地を護送すべし

第十條 徒刑の囚の島地に於て便宜に従ひ獄外の役を服せしむることを得

第十一條 流刑の囚幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請

ふ者の獄司之を許すべし

第十二條 流刑の囚幽閉を免すべき者ある時の獄司より内務司法兩卿に上申し其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚假出獄を許さるる者又ハ流刑の囚幽閉を免せられたる者家屬を招き同居するを請ふ時の之を許すことを得但其路費の自ら之を辨せべし

第十四條 流刑の囚幽閉を免じ地を限り住居せしむる者の監獄近傍の地を限り獄司の監督を受けしむ若し已むことを得ざる事故ある時の獄司に請ふて限外に出るとを得

第十五條 流刑の囚幽閉を免せられざる者再び罪を犯しむる

時の本刑期限内と雖も島地に於て直ち其刑を執行すべし

第十六條 懲役重禁錮の囚の便宜に従ひ獄外の役も服せしむることを得

第十七條 禁獄輕禁錮の囚獄内に於て自ら工業を爲さんとを請ふ者の獄司之を許すべし

第十八條 服役期限内更ニ罪を犯し再び定役も服する者後犯の刑期百日以内の工錢を給與せむ

第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之と交付し及び領置する方法の監獄の規則に従ふ

第二十條 罰金科料の宣告を受け未だ納完せざる前も於て犯

人身死する時之之を徴收せしめ附加の罰金に於る亦同じ

第二章 監視

第二十一條 監視の主刑の終りたる後仍は將來を檢束する爲め警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條 監視を付すべき者の豫め其住所を定めしめ主刑の終りたる時獄司より犯人と其住居の地の警察所へ護送し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又ハ主刑を免し止む監視に付する者の其裁判所の檢察官より警察所へ護送すべし

第二十三條 犯人を警察所に護送する時は其監視の起算滿期

を記載したる文書及び刑名宣告書の謄本を附すべし

第二十四條 犯人の住居遠地ハ在て一日程と過ぐる者の獄司若くは檢察官より先づ最近の警察所に護送し其警察所より

住居の地の警察所へ送致すべし

第二十五條 警察所より犯人を住居の地の警察所へ送致する時其里程を計り日數を限定して旅券を附與し犯人到着の日直ちに之を其地の警察所へ差出さしむ但途中事故ありて淹滞したる時と第三十一條の例ハ從ふべし

犯人を送致する時と第二十三條ハ記載したる書類を其地の警察所へ遞送すべし

第二十六條 犯人住居の地の警察所よ於てハ監視の期限間遵守すべき條件を讀聞かせ監視の票を下付すべし

第二十七條 監視に付せられたる者の其期限間左の條件を遵守すべし

一 毎月二度所轄の警察所へ至り其謹慎あることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但疾病又ハ已むことを得ざる事故ありて警察所へ到ると能はざる時の其事由を届出づべし

二 酒宴遊興の席へ會し又ハ群集の場所へ參會することを許さざ

三 事故ありて其住居を轉移せんとする時ハ警察所へ申請し許可を受く可し

四 擅に他の地方へ旅行することを許さざ若し已むことを得ざる事故あるときハ其事由を警察所へ具申して許可を受くべし

第二十八條 監視の期限間ハ警察官吏時宜ハ因り其家宅へ臨檢するとあるべし

第二十九條 警察所よ於て住居を轉徙することを許可しうる時の其事由を轉住の地の警察所へ通知し第二十三條ハ記載する書類を遞送すべし

第三十條 他の地方に旅行することを許可しうる時の其里程を計り先方の地を滞留する時日を算へ往復日数を限定して旅券を付與すべし

犯人先方地に到るに其地の警察所より出で旅券を示し官吏の認印を受け限定の日数内を歸來り直ち旅券を警察所へ還納すべし

第三十一條 旅行中天然又は疾病等により臨時淹滞しうる時の事由を其地の警察所に具申し官吏の證書を受け歸着の日旅券を添へ警察所へ差出すべし

第三十二條 監視を付する者住居なく及び引取人なき時其

期限間懲治場に留置し工業を爲さしめ又の使役に供す住居遠地に在て歸着する資力なき者亦同

第三十三條 懲治場に留置しうる者限内引取人を得又の住居の地に歸着する資力を得る時の其地に送致して殘期の監視を執行せしむべし

第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共に監視を付すべき時又の監視の期限間再び罪を犯し更の監視を付すべき時に並に主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行すべし

第三十五條 罰金を禁錮に換へる者監視を付すべき時の其

禁錮の日數を監視の期限に算入すべし

第三十六條 監視を付せられらるる者其規則を遵守し、
状ある時の警察官より其事實を上申し、内務司法兩卿に命
を受けて假に監視を免ずるを得

第三十七條 假に監視を免せられたる者住居を轉移する時の

第二十七條第三及び第二十九條の例に從ふべし

第二章 假出獄及び特別監視

第三十八條 假出獄を許すべき者ある時の獄司より其犯人は
行狀及び刑名入獄の年月を記載し、假に出獄を許されんとを
内務司法兩卿に上申して許可を受くべし

第三十九條 假出獄を許する時の獄司より其證票を犯人に
下付すべし

第四十條 假出獄證票に左の條件を記載すべし

- 一 本人の屬籍氏名年齢住所罪名刑名及び處刑の年月日
- 二 殘期何年何月何日假出獄を許す事
- 三 假出獄中の特別監視に付すべき事
- 四 假出獄中更に重輕罪を犯する時の直ちに
出獄を停止し、出獄中の日數を刑期に算入せざる事

第四十一條 重罪の刑に所せられらるる者假出獄中自ら財産を
治め若しくは職業を營まんとする時の警察所に申請し許可

を受くべし

第四十二條 假出獄を許すべき者の豫め其住所を定めしめ出獄の日獄司より其證票の謄本を添へ犯人を住居の地の警察所に護送し特別監視を執行せしむべし

第四十三條 特別監視に付する者の第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十一條の例に適用す

第四十四條 特別監視を付せられざる者の其期限間左の條件を遵守すべし

一 毎週間一度所轄の警察署に到り其謹慎あることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但疾病又ハ已むとを得

ざる事故ありて警察所に到ると能ざる時の其事由を届出

べし

二 酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會することを許さ

三 事故ありて住居を轉移せんとする時の警察所に申請許可を受くべし但他の府縣に轉移することを許さ

四 往復一日程を過ぐる地に旅行することを許さ

第四十五條 特別監視の期限間の警察官吏時宜に因り其家宅を臨檢するとあるべし

第四十六條 假出獄を許されざるもの刑期満限の日に至れば

假出獄證票を警察所より還納し警察所より證票を出したる獄
司に遞送すべし

主刑満期の後監視を付すべき犯人ある時の警察所に於て第
二章の例に従て處分すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時
の第三十二條の例に従ひ懲治場に留置すべし

第五章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判を付さ呼出ししる證人醫師鑑定人通辯
人翻譯人へ給與すべき日當旅費止宿料及び第五十一條第五
十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料の金額左の如し

日當五十錢

旅費一里十錢

止宿料一宿二十五錢

住居三里以外の地に在る者の往復旅費を給し及び呼出の地
に滞在中の日當並み止宿料を給す其三里未滿の地に在る者
の旅費止宿料を給せしむ

第五十條 證人の日當旅費及び止宿料の本人の請求あるも非
ざれば之を給與せず

第五十一條 證人日當を以て生業とするもの治罪法第百九十